

著作権法改正をめぐる近年の動向について

服部 光泰（戸山図書館）

はじめに

1970年の制定以降、図書館に関わる部分では大きな法改正がなかった我が国の著作権法（以下、法）が、2018年のTPP11協定の締結に伴う保護期間の延長、教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（法第35条関連）、さらには近年のDXの進展、2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限や図書館の休館等といったことを背景に、電子化された複製物を直接個人宛にメール送信が可能になるなど（法第31条関連）、立て続けに法改正の波が訪れている。法31条については昨年5月に法改正が行われたものの、まだ改正後の具体的な運用が定まっていないのが現状であるが、折しも、法改正後の運用を定めるべく権利者団体と図書館団体の協議が2022年1月から開始されたところである。筆者は国公立大学図書館協力委員会著作権検討委員会の一員として協議に関わっている立場から、近年の法改正の概要および協議が開始された法31条の法改正の論点等について報告させていただければと思う。

1. TPP11協定の締結に伴う著作権等の保護期間の延長（法第51条関連）

本法改正の発端は、環太平洋パートナーシップ協定（以下、TPP）に当初参加を表明していた12か国間の交渉で著作権の保護期間は70年とすることが決められていた。TPPに加盟するにあたっては、国内法でその基準を満たしていない国は、あらかじめ国内法を整備してから加盟する必要があったことから、2018年に著作権法の改正が行われた¹⁾。法改正前は、作者の死後50年、団体名義、無名、変名の著作物については、公表後50年となっていた保護期間が、いずれも20年延長され70年となった。なお、2018年12月30日に本改正法が施行されたことにより、2018年時点で50年前、すなわち1968年中に亡くなった作者の著作物の著作権の保護期間は、2038年12月31日まで保護されるが、著作権法上、一度保護が切れた著作物等については、その保護を後になって復活させるという措置は行わないという原則があるため、1967年以前に亡くなった作者の著作物の著作権の保護期間は、2017年12月31日を以て満了しており、パブリックドメインに属するという扱いとなるので注意が必要である。

2. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備（法第35条関連）

2018年の法35条改正では、教育のICT化に対応した新たな公衆送信（オンデマンド授業で講義映像や資料を送信、スタジオ型のリアルタイム配信授業の実施、対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信等）について、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）に対して一定の補償金を支払うことにより、著作物を適法に利用できることとなった²⁾。著作物の授業での利用においては大きな前進があった一方で、法35条と図書館の関係については法31条による複製（図書館）と法35条による複製（大学等の教育機関）では複製可能な範囲など、著作物の利用に際しての条件に大きな違いが今なお存在している。具体的には、法31条における複製の規定は、「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物」を除いては「著作物の一部分」であり、「一人につき一部」と規定されているが、法35条では「著作権者の利益を不当に害さない」限り、「一部分」を超えて複製を行うことが可能であり、さらに授業で使用する場合、授業を受ける人数分の複製を行うことが可能である。このことを受け、権利者団体はかねてから図書館団体に対し図書館内において授業に利用する教材等の著作物の複製が行われることのないよう求めてきたという経緯があった。権利者団体からの指摘を受け、大学図書館においても、そういった行為を自粛してきた実態がある。一方で大学図書館としては、その持てる資源を大学における授業などに最大限に資することが望ましいと考えられることから、法35条の改正がなされた今、権利者団体との間で、あらためてこの問題の論点について再整理を行う時期に来ているのではないかと思われる³⁾。

3. 国立国会図書館による絶版資料等のインターネット送信および図書館等による図書館資料のメール送信等（法第31条関連）

今回の法改正前は、図書館等に設置された専用端末への送信のみに対しての送信が認められていた国会図書館からの絶版資料等の送信サービスが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動制限や図書館の休館等といった状況を受け、2021年5月の改正により個人への直接送信が可能となった（サービス開始は2022年5月19日の予定⁴⁾）。

また、大学図書館、公共図書館等による図書館資料の

メール送信等については、法改正以前は紙媒体での複製を想定し、郵送等で送付を行っていたものが、法改正後、著作物の一部分（政令で認められた著作物については全部）を電子メール等で直接個人宛に送信することが可能となった（本改正法の施行は公布後2年以内で政令で定める日）。送信対象となる複製物が絶版等資料に限定されておらず、PDF等の電子媒体による提供となるため、複製等が容易に行われる可能性も排除できないことから、出版、電子書籍の市場など民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意し、本サービスを利用するにあたっては権利者への補償金の支払いが発生するとともに、権利者保護のための以下の要件があらたに設けられた。

- ・ 公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者を配置していること
- ・ 公衆送信に関する業務に従事する職員に対して研修を実施していること
- ・ 利用者情報を適切に管理すること
- ・ 公衆送信のために作成したデータの流出防止措置を講ずること

さらにメールで送信可能な著作物の対象や範囲や補償金の支払い、徴収、分配など、制度の根幹をなす部分について、図書館側と権利者側で具体的な協議がなされていないこと、さらには図書館における制度の運用等も決まっていないことから、文化庁関与の下、権利者団体、図書館など関係者間で協議を行うことが決まった。協議の場としてあらたに以下の4つの分科会が2021年12月末までに創設されることとなった。

- ・ 31条ガイドライン分科会
- ・ 補償金分科会
- ・ 特定図書館等分科会
- ・ 事務処理スキーム等分科会

2022年1月中にまず31条ガイドライン分科会で第1回の協議が始まり、2月以降、他の分科会でも協議が開始される予定である。筆者を含む国公立大学図書館協力委員会著作権検討委員会の各メンバーは、それぞれの分科会に何らかの形で参加することとなっている。先に述べた権利者保護のための要件については、事務処理スキーム等分科会および特定図書館等分科会で検討を行う予定である。また、31条ガイドライン分科会では2022年夏を目途に、法改正後の運用を定めたガイドラインを制定し、そのガイドラインで確認された事項が、その後制定される政令にも反映される予定である。なお、法31条の改正の全貌については、文化庁のウェブサイト⁵⁾に

詳細な説明がある。

図書資料のメール送信等、今回の法31条法改正では利便性が大きく向上し、全体として歓迎すべきものがあるが、その一方で改正後の法31条1項から「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部」という規定がなくなっている点に注意が必要である。法改正後も現行の紙媒体を想定した図書館のILLサービスは影響を受けないというのが図書館の基本的なスタンスであり、図書館利用者に不利益が生じることのないよう、今後の権利者との協議の進展を注視していきたい。

注・参考文献

- 1) TPP11協定の締結に伴う一連の法改正は経緯が少々複雑であり、拙稿に詳細を記した
<https://current.ndl.go.jp/e2060>
- 2) 改正著作権法35条運用指針について
<https://sartras.or.jp/unyoshishin/>
- 3) 法35条と大学図書館の関連について、同様の問題意識を示した論考として、次のものがある
<https://doi.org/10.20722/jcul.2053>
- 4) 「個人向けデジタル化資料送信サービス」の開始について
https://ndl.go.jp/jp/news/fy2021/220201_01.html
- 5) 著作権法の一部を改正する法律（説明資料）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93627801_02.pdf